

肥料登録(仮登録)失効届

年 月 日

農林水産大臣(都道府県知事) 殿

住所
氏名(名称及び代表者の氏名)

年 月 日から下記の肥料の登録(仮登録)は有効期間の満了(生産(輸入)の廃止)により失効したので、肥料の品質の確保等に関する法律第15条第1項(肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第15条第1項)の規定により登録証(仮登録証)を添えて届け出ます。

記

登 録 番 号 (仮登録番号)	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称

備考 仮登録にあつては肥料の種類を記載しなくてよい。